農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和４年１月

大刀洗町

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　大刀洗町の農業の課題と振興方向

大刀洗町（以下「町」）は、福岡県の中南域を占める筑後平野の東北部に位置し、東南端を筑後川が流れています。総面積は22.83ｋ㎡で、農地が面積の約６割を占めています。全域が標高8ｍから20ｍ程度の平坦地であり、南部が低く北部になるにつれて高くなっています。南部は、筑後川の堆積作用によって形成された沖積層の肥沃な農地であり、水稲・麦を中心にほうれんそう・レタス等の露地野菜の栽培が盛んに行われています。北部は洪積層の黒ボク土土壌のやせ地で標高20ｍ前後の台地となっており、水稲や牧草をはじめとした様々な作物の栽培が行われています。

しかし、FTA、EPA等による経済のグローバル化や担い手の高齢化、多発する自然災害等、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、地域農業が持続していくための対応が求められています。

このため、食料・農業・農村基本法や福岡県農林水産業・農山漁村振興条例、福岡県農林水産振興基本計画等に基づき、意欲ある担い手の育成・確保及び農地集積等による効率的かつ安定的な農業経営の確立を推進し、町の農業・農村の持続的発展を図っていきます。

２　町の農業構造、担い手の現状

1. 町の農業構造を10年前と比較すると
2. 販売農家１戸当たりの経営耕地面積は163アール（2010年センサス）から394アール（2020年センサス）と約2.4倍に増加しています。
3. 販売農家数は716戸（2010年センサス）から438戸（2020年センサス）と278戸減少していますが、経営耕地面積規模で５ヘクタール以上の販売農家数は29戸から38戸と3割増加しています。
4. 主業農家数は194戸（2010年センサス）から131戸（2020年センサス）と４割減少しています。
5. 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第12条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）の認定状況は137経営体（令和３年３月末）で、うち法人は11法人となっています。また女性の認定農業者は、共同申請も含め、３経営体となっています。
6. 認定農業者や基本構想水準到達農業者、法第14条の４の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という）等、担い手として位置づけている農業者や集落営農組織への農地集積率は55.6％（令和３年３月末）です。
7. 法人化した集落営農組織数は４組織（令和３年３月末）となっています。
8. 町における農業構造の見通しについては、直近10年のすう勢から以下のように見込まれます。
9. 農家数は今後も減少していくものと見込まれます。

農家数：731戸（2010年） → 438戸（2020年）

1. 基幹的農業従事者は今後も減少していくと見込まれます。

1,020人（2010年） → 647人（2020年）

1. 耕地面積は年々減少しており、今後も引き続き減少すると見込まれます。

1,166ha（2010年） → 1,157ha（2020年）

３　農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

　農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を目的とする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（法第４条第３項）その他の措置を総合的に実施します。

まず、町は、農業協同組合、農業委員会、福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）等が十分なる相互の連携の下、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進します。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導します。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めます。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用を範としつつ、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努めます。

　特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第３項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進します。

　水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体等の設立を目指します。また、地域での話し合いにより農用地の利用集積を進めるに当たっては、認定農業者及び認定新規就農者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行います。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

　さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めます。また、集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進します。

　また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであり、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持った組織であり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図ります。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

　　なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととします。

　また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「人・農地プラン」と整合が取れるよう推進します。

　　特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の４の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関・団体の協力のもとに町が主体となって、制度の積極的活用を図るものとします。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行います。

４　効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保の考え方

町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね５年ごとにその後の10年間における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとします。

　　具体的な経営の指標は、町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり400万円程度または１経営体当たり420万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が町大刀洗町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

５　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

町は将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり年間150日以上かつ1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（４に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の７割程度の農業所得、すなわち主たる従事者１人あたりの年間農業所得300万円程度）を目標とします。

６　担い手への指導体制の強化

町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行います。

　なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行います。

第２　効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示した目標を達成する効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、町における主要な営農類型について次のとおり示します。

（農業経営の指標例）

　個別経営体１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 水稲＋麦  ＋大豆 | ＜経営規模＞  自作地 300a  借　地 1,200a  ＜作付面積＞  水稲 750a  　夢つくし 150a  ﾋﾉﾋｶﾘ 300a  元気つくし 300a  麦 1,500a  ﾁｸｺﾞｲｽﾞﾐ450a  はるさやか 450a  ｼﾛｶﾞﾈ 600a  大豆 750a  ﾌｸﾕﾀｶ 750a | ＜資本装備＞  自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ2台(85ps)  大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ1台  (43.5ps)  　田植機2台(6条)  　トラクター2台  (50ps,43ps)  　乗用管理機  　トラック  　播種機2台  資本金  72,000千円程度  ＜土　　地＞  ・ほ場整備された水田を借地  ＜技術水準＞  ・大型機械による一貫作業体系  ・乾燥調製は共乾施設利用  ・大豆収穫は地域の生産組織に委託 | ・利用権設定により農地の集積を図る。  ・水稲、麦は複数の品種を作付し、作業分散を図る。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 　２人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| イチゴ＋水稲＋麦 | ＜経営規模＞  自作地　 50a  借　地　 100a  ＜作付面積＞  イチゴ 30a  あまおう  水稲 75a  元気つくし 75a  麦 　120a  ﾁｸｺﾞｲｽﾞﾐ120a | ＜資本装備＞  　パイプハウス  　予冷施設  　暖房機  　電照施設  　トラクター  (28ps)  資本金  41,000千円程度  ＜土　　地＞  ・ほ場整備された水田  ＜技術水準＞  ・イチゴは株冷等を活用し作型を分散  ・水稲、麦の基幹作業は地域の生産組織に委託。乾燥調製は共乾施設利用 | ・作型を分散させることで、収穫期の労働を分散する。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ３人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 水稲＋露地野菜 | ＜経営規模＞  自作地 50a  借　地 200a  ＜作付面積＞  水稲 120a  夢つくし 40a  　ﾋﾉﾋｶﾘ 　80a  リーフレタス 　　のべ350a | ＜資本装備＞  　トラクタ２台  (58ps,31ps)  定植機2台(4条)  管理機  　軽トラック(2台)  　育苗ハウス  (2,000㎡程度)  　予冷施設  資本金  28,000千円程度  ＜土　　地＞  ・ほ場整備された水田  ＜技術水準＞  ・秋冬露地野菜は  1.5回以上作付、夏場は果菜類・豆類の作付する。  ・水稲の基幹作業は地域の生産組織に委託。乾燥調製は共乾施設利用 | ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ３人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体４

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 切り花  　＋水稲 | ＜経営規模＞  自作地 50a  借　地 50a  ＜作付面積＞  水稲 　90a  ﾋﾉﾋｶﾘ 　90a  切り花 40a  　ﾄﾙｺｷﾞｷｮｳ 25a  ｱｽﾀｰ 15a | ＜資本装備＞  　パイプハウス  (5,000㎡程度)  　予冷施設  　暖房機(6台)  　電照施設  (3,000㎡)  　トラクタ1台  (25ps)  　軽トラック  資本金  49,400千円程度  ＜土　　地＞  ・保水、排水が良く耕土が深い水田  ＜技術水準＞  ・ﾄﾙｺｷﾞｷｮｳの苗は購入。春出しは加温栽培  ・水稲の基幹作業は地域の生産組織に委託。乾燥調製は共乾施設利用 | ・トルコギキョウを中心に草花類を周年栽培。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ２人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体５

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 酪農＋飼料作物 | ＜経営規模＞  自作地 250a  借　地 100a  乳牛 ４０頭  子牛 １５頭  ＜作付面積＞  飼料作物 500a  夏作物 150a  冬作物 350a | ＜資本装備＞  　つなぎ飼い畜舎  (1,000㎡程度)  　パイプライン  　ロールベーラ  　ラッピングマシン  　マニアスプレッダー  トラクタ2台  (80ps,50ps)  　軽トラック  資本金  86,600千円程度  ＜土　　地＞  ・稲ワラは堆肥との交換  ＜技術水準＞  ・乳用牛群検定組合に加入し、生産性の向上を図る。 | ・自給飼料を生産し、飼料費の削減を図る。  ・性判別精液を活用し、効率的に後継牛の自家育成を図る。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ３人  　酪農ヘルパーを活用し休日確保 |

個別経営体６

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 花木専作 | ＜経営規模＞  自作地 100a  借　地 a  ＜作付面積＞  レッドロビン  20a  サザンカ  10a  コニファー類  50a | ＜資本装備＞  　パイプハウス  (20a)  　潅水施設  　2tトラック  軽トラック  　トラクター  資本金  24,200千円程度  ＜土　　地＞  ・保水、排水が良く耕土が深いほ場  ＜技術水準＞  ・コンテナ栽培に適した樹種を組み合わせた作型構成  ・公共事業での需要が多いので、工事規格にあった製品が必要 | ・販売・流通は卸業者との取引が主体であるので、綿密な生産販売計画が必要  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ２人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体７

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 施設野菜専作 | ＜経営規模＞  自作地 50a  借　地 30a  ＜作付面積＞  施設面積  70a  (ミズナ、コマツナ、ほうれん草、チンゲン菜等) | ＜資本装備＞  　パイプハウス  (7,000㎡)  　軽トラック  　トラクター  (25ps)  　管理機  予冷施設  資本金  49,400千円程度  ＜土　　地＞  ・保水、排水が良く耕土が深いほ場  ＜技術水準＞  ・周年出荷できるような計画的な播種を行う(年７回転) | ・安定生産を行うために、労働調整力の安定的な確保が必要。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族　　２人  　調整作業には、臨時雇用を行う。 |

個別経営体８

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 露地野菜専作 | ＜経営規模＞  自作地 50a  借　地 200a  ＜作付面積＞  露地野菜  のべ400a  (リーフレタス、ブロッコリー、ホウレン草) | ＜資本装備＞  　軽トラック2台  　トラクター2台  (58ps,31ps)  　予冷施設  定植機  資本金  28,000千円程度  ＜土　　地＞  ・保水、排水が良く耕土が深いほ場  ＜技術水準＞  ・周年出荷できるような計画的な播種を行う（年５回転）。 | ・安定生産を行うために、労働調整力の安定的な確保が必要  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族　　２人  　調整作業には、臨時雇用を行う。 |

組織経営体９

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 水稲＋麦  ＋大豆 | ＜経営規模＞  自作地 a  借　地 3,000a  ＜作付面積＞  水稲 1,500a  　夢つくし 500a  ﾋﾉﾋｶﾘ 500a  元気つくし 500a  麦 3,000a  ﾁｸｺﾞｲｽﾞﾐ1,000a  ほうしゅん　　 1,000a  ｼﾛｶﾞﾈｺﾑｷﾞ1,000a  大豆 1,500a  ﾌｸﾕﾀｶ 1,500a | ＜資本装備＞  　トラクタ2台  (50ps,43ps)  　田植機2台  (6条)  　自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ  2台(85ps)  汎用ｺﾝﾊﾞｲﾝ  (43.5ps)  　乗用管理機  　播種機6台  資本金  74,300千円程度  ＜土　　地＞  ・ほ場整備済みの水田を集団化  ＜技術水準＞  ・基幹作業は機械化一貫作業  ・乾燥調製は共乾施設利用  ・ﾌﾞﾛｯｸﾛｰﾃｰｼｮﾝ方式による大豆生産 | ・集落の農用地利用改善団体と契約する特定農業法人  ・複式簿記記帳を行い、定期的に税理士の指導を受ける。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。  ・構成員への配分は、地代と畦畔等の作業料 | ＜労働力＞  　構成員　30人  　主たる従事者３人 |

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第１に示した目標を達成する青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、町における主要な営農類型について次のとおり示します。

（農業経営の指標例）

個別経営体１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 水稲＋麦  ＋大豆 | ＜経営規模＞  自作地 300a  借　地 　400a  ＜作付面積＞  水稲 350a  　夢つくし 150a  ﾋﾉﾋｶﾘ 200a    麦 　700a  ほうしゅん 400a  ｼﾛｶﾞﾈ 300a  大豆 350a  ﾌｸﾕﾀｶ 350a | ＜資本装備＞  　自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ2台  (85ps)  　田植機2台(6条)  　トラクター2台  (50ps,43ps)  　乗用管理機  　トラック  資本金  47,000千円程度  ＜土　　地＞  ・ほ場整備された水田を借地  ＜技術水準＞  ・大型機械による一貫作業体系  ・乾燥調製は共乾施設利用  ・大豆収穫は地域の生産組織に委託 | ・利用権設定により農地の集積を図る。  ・水稲、麦は複数の品種を作付し、作業分散を図る。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 　２人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| イチゴ＋水稲＋麦 | ＜経営規模＞  自作地　 30a  借　地　 50a  ＜作付面積＞  イチゴ 20a  あまおう  水稲 20a  　元気つくし 　20a  麦 　 60a  ﾁｸｺﾞｲｽﾞﾐ 60a | ＜資本装備＞  　パイプハウス  　予冷施設  　暖房機  　電照施設  　トラクター  資本金  32,000千円程度  ＜土　　地＞  ・ほ場整備された水田  ＜技術水準＞  ・イチゴは株冷等を活用し作型を分散  ・水稲、麦の基幹作業は地域の生産組織に委託。乾燥調製は共乾施設利用 | ・作型を分散させることで、収穫期の労働を分散する  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ３人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 草花＋水稲 | ＜経営規模＞  自作地 100a  借　地 a  ＜作付面積＞  水稲 　50a  ﾋﾉﾋｶﾘ 　50a  切り花 40a  ﾄﾙｺｷﾞｷｮｳ 25a  　ｷﾝｷﾞｮｿｳ 15a | ＜資本装備＞  　パイプハウス  　予冷施設  　暖房機  　電照施設  　トラクター  トラック  資本金  50,000千円程度  ＜土　　地＞  ・保水、排水が良く耕土が深い水田  ＜技術水準＞  ・ﾄﾙｺｷﾞｷｮｳの苗は購入。春出しは加温栽培  ・水稲の基幹作業は地域の生産組織に委託。乾燥調製は共乾施設利用 | ・トルコギキョウを中心に草花類を周年栽培  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ２人  　作業が集中する時期には臨時雇用を行う。 |

個別経営体４

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 酪農＋飼料作物 | ＜経営規模＞  自作地 150a  借　地 50a  乳牛 ３０頭  子牛 １０頭  ＜作付面積＞  飼料作物 300a  夏作物 100a  冬作物 200a | ＜資本装備＞  　つなぎ飼い畜舎  　パイプライン  　ロールベーラ  　ラッピングマシン  　マニアスプレッダー  トラクター  　トラック  資本金  69,000千円程度  ＜土　　地＞  ・稲ワラは堆肥との交換  ＜技術水準＞  ・乳用牛群検定組合に加入し、生産性の向上を図る | ・自給飼料を生産し、飼料費の削減を図る。  ・性判別精液を活用し、効率的に後継牛の自家育成を図る。  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族 ３人  　酪農ヘルパーを活用し休日確保 |

個別経営体５

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 施設野菜専作 | ＜経営規模＞  自作地 30a  借　地 20a  ＜作付面積＞  (ミズナ、コマツナ、ほうれん草、チンゲン菜) 施設面積　40a | ＜資本装備＞  　パイプハウス  　トラック  　トラクター  　管理機  予冷施設  資本金  48,800千円程度  ＜土　　地＞  ・保水、排水が良く耕土が深いほ場  ＜技術水準＞  ・周年出荷できるような計画的な播種を行う(年７回転) | ・安定生産を行うために、労働調整力の安定的な確保が必要  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族　　２人  　調整作業には、臨時雇用を行う。 |

個別経営体６

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事の様態等 |
| 露地野菜専作 | ＜経営規模＞  自作地 50a  借　地 100a  (期間借地含)  ＜作付面積＞  露地野菜  (リーフレタス、ブロッコリー、ホウレン草等)  のべ200a | ＜資本装備＞  　トラック  　トラクター  　予冷施設  資本金  20,300千円程度  ＜土　　地＞  ・保水、排水が良く耕土が深いほ場  ＜技術水準＞  ・秋冬葉物野菜は  1.5回転作付、夏場は果菜類・豆類の作付を行う。 | ・安定生産を行うために、労働調整力の安定的な確保が必要  ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる。 | ＜労働力＞  　家族　　２人  　調整作業には、臨時雇用を行う。 |

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

１　前記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度です。

　○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

|  |  |
| --- | --- |
|  | 備　　　考 |
| 80.0　％ |  |

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

　効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるも

のとします。

２　農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進します。その際、町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度で、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じます。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとします。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととします。

第５　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

町は、福岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第５「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に即し、地域特性を十分踏まえて、以下の農業経営基盤強化促進事業に取り組むものとします。

１　利用権設定等促進事業に関する事項

（１）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①　耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第18条第２項第６号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」といいます。）を除きます）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいいます。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含みます。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ｱ)から(ｵ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ｱ)､(ｴ)及び(ｵ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ｱ)　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含みます。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(ｲ)　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ｳ)　その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(ｴ)　その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいいます。）がいるものとする。

(ｵ)　所有権の移転を受ける場合は、上記(ｱ)から(ｴ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含みます。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ｱ)及び(ｲ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ｱ)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。

③　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第７条に規定する農地中間管理機構が行う特例事業又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。

④　利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」といいます。）第３条で定める者を除きます。）は、次に掲げるすべてを備えるものとします。

ア　その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含みます。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとします。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又

は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含みます。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含みます。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとします。

（３）開発を伴う場合の措置

①　町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除きます。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年５月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させます。

②　町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。

ア　当該開発事業の実施が確実であること。

イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

①　町は、法第６条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定めます。

②　町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。

③　町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

（５）要請及び申出

①　農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及び認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。

②　町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第１項又は第89条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

③　農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

④　②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

（６）農用地利用集積計画の作成

①　町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。

②　町は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。

③　①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができます。

④　町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

（７）農用地利用集積計画の内容

　　　農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

①　利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

②　①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③　①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④　①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係（①に規定する者が法第４条第４項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含みます。）

⑤　①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農　用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取り決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め

⑥　①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア　その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ　その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、｢規則｣という。）第16条の２各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ　その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ｱ)　農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(ｲ)　原状回復の費用の負担者

(ｳ)　原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(ｴ)　貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦　①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ます。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限ります。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとします。

（９）公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告します。

なお、町は、農業委員会の決定を経て農地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告します。

（10）公告の効果

町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならないこととします。

（12）農業委員会への報告

町は、（７）の⑥のイの規定による農用地の利用状況の報告（規則第16条の２）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとします。

（13）紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

（14）農用地利用集積計画の取消し等

①　町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第18条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができるものとします。

ア　その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②　町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとします。

ア　（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③　町は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を町の公報に記載すること、その他所定の手段により公告します。

④　町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなします。

⑤　農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに必要に応じて農地中間管理事業又は農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとします。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、（公財）福岡県農業振興推進機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとします。

２　農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

（１）町は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業（以下「特例事業」といいます。）を行う（公財）福岡県農業振興推進機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同推進機構が行う事業の実施の促進を図ります。

（２）町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとします。

３　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落、大字、校区）とするものとします。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落、大字、校区を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落、大字、校区の一部を分割または除外した区域を実施区域とすることができるものとします。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的か

つ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

　　①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に揚げる事項を定めるものとします。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ　農作業の効率化に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

（５）農用地利用規程の認定

①　（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第１項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第６号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができます。

②　町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第１項の認定をします。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への指示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令第８条に掲げる要件に該当するものに限る。）（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をします。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」といいます。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の頻度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④　特定農用地利用規程で定められている農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」といいます。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①　町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

②　町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）福岡県農業振興推進機構）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

４　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の設備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

６　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第１の４に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進します。

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア　受入環境の整備

青年農業者等育成センターや普及指導センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行います。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行います。

イ　中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施します。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにします。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア　農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって福岡県農業大学校や普及指導センター、農業委員、指導農業士、農協、生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に１回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくります。

イ　就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化します。そのために新規就農者の集いへの参加を促すとともに、町認定農業者の会との交流の機会を設けます。また、商工会や出荷組合とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスを行う等して、生産物の販路の確保を支援します。

ウ　経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農協が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施します。

エ　青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導きます。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

（３）関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については福岡県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、農業協同組合、町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

７　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、１から５までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア　町は、地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年７月４日付け15総合第1640号農林水産事務次官依命通知）第Ⅰ部の第５に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。）の実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとします。あるいは、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努めます。

イ　町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

ウ　町は、農業集落排水事業の実施等を促進し、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努めます。

（２）推進体制等

①　事業推進体制等

町は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第１，第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

②　農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮します。

第６　その他

　この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

　　　附　則

　この基本構想は、平成６年12月14日から施行する。

　　　附　則

　この基本構想は、平成12年９月25日から施行する。

　　　附　則

　この基本構想は、平成18年８月31日から施行する。

附　則

この基本構想は、平成22年６月１日から施行する。

附　則

この基本構想は、平成26年９月22日から施行する。

　　　附　則

　この基本構想は、令和４年１月12日から施行する。

別紙１（第５の１の（１）⑥関係）

　次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第２項第２号に規定する対象土地の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

（１）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第１項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第６条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限ります。）又は畜産公社（農地法施行令第６条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限ります。）

　○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含みます。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　　・・・法第18条第３項第２号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含みます。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（２）農業協同組合法第72条の８第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除きます。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限ります。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限ります。）

　○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　　　　・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると　　　　　　　　　認められること。

　○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（３）土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除きます。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限ります。）

　○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　　　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の１（２）関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含みます。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限ります。）の設定又は移転を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
| １　存続期間は３、６、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。　ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて３、６、10年とすることが相当でないと認められる場合には、３、６、10年と異なる存続期間とすることができる。  ２　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。  ３　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実態により設定（又は移  転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。 | １　農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。  ２　採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。  ３　開発して農用地とすることが適当な土地については、 開発後の土地の借賃の水準、 開発費用の負担区分の割合、 通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。  ４　借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 | １　借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時  に支払うものとする。  ２　１の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むこと  により、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。  ３　借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年  に係る借賃の支払等を履行するものとする。 | １　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。  ２　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合におい  て、当該農用地の改良のために費やした金額又は増加額とする旨を定めるものと  する。 |

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間（又は残存期間） | ②借賃の算定基準 | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　混牧林地については、その混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。  ２　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、 近傍の借賃がないときは、 その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、 固定資産税評価額等を勘案して算定する。 | Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」  とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①存続期間 | ②損益の算定基準 | ③損益の決済方法 | ④有益費の償還 |
| Ⅰの①に同じ。 | １　作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。  ２　１の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、 農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 | Ⅰの③に同じ。  この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委  託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Ⅰの④に同じ。 |

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①対価の算定基準 | ②対価の支払方法 | ③所有権の移転の時期 |
| 土地の種類及び農業上の利用目的  毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常  の取引（農地転用のために農地を売  却した者が、その農地に代わるべき  農地の所有権を取得するため高額の  対価により行う取引その他特殊な事  情の下で行われる取引を除く。）の  価額に比準して算定される額を基準  とし、その生産力等を勘案して算定  する。 | 農用地利用集積計画に定める所有  権の移転の対価の支払期限までに所  有権の移転を受ける者が所有権の移  転を行う者の指定する農業協同組合  等の金融口座に振り込むことによ  り、又は所有権の移転を行う者の住  所に持参して支払うものとする。 | 農用地利用集積計画に定める所有  権の移転の対価の支払期限までに対  価の全部の支払いが行われたとき  は、当該農用地利用集積計画に定め  る所有権の移転の時期に所有権は移  転し、対価の支払期限までに対価の  全部の支払いが行われないときは、  当該所有権の移転に係る農用地利用  集積計画に基づく法律関係は失効す  るものとする。 |